交通事故等（第三者行為）による傷病での受診について

１．「第三者行為による傷病届」提出と事前連絡についてのお願い

第三者行為による傷病の治療について、被保険者側に飲酒運転や無免許運転等の不法行為がなければ、国民健康保険（以下国保という）の適用が可能です。

この場合には、国民健康保険法により被保険者は保険者（大村市）に「第三者行為による傷病届」の提出が義務付けられています。

第三者行為による傷病の治療で、国保を適用したいと申し出があった場合には、保険請求の前に保険者（大村市）への報告をしていただくとともに、受診された被保険者の方へ大村市役所国保けんこう課国保医療グループまで連絡し、届出をするようご案内をお願いします。

２．レセプトについてのお願い

第三者行為該当の被保険者の方が受診された場合には、レセプトの特記事項に「10.第三」を必ず表記していただくようお願いします。

なお、治療が完了しているにも関わらず、引き続き「10.第三」の表記がなされている場合がありますので、ご確認のうえ提出願います。

※　交通事故以外にも次のような行為が第三者行為となります。

・他人からの喧嘩等の暴力行為

・他人が飼っている動物に噛まれたとき

・外食、購入食品で食中毒になったとき

・ゴルフ、スキー等で他人の行為によってケガをしたとき

・道路、施設等の管理瑕疵によってケガをしたとき　　　　など

【お問い合わせ先】

〒856-8686

長崎県大村市玖島1丁目25番地

大村市福祉保健部国保けんこう課

国保医療グループ

電話：0957-53-4111（内線111）

FAX：0957-53-5572